

(参 考)

神戸市市民福祉調査委員会運営要綱 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第 1 条 略

(小委員会)

第 2 条 委員会は、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

2 小委員会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。ただし、委員長が互選されるまでの間、小委員会の運営上支障がある場合、小委員会に属すべき委員又は臨時委員の指名については、市長が行う。なお、その際は、委員長決定時に、改めてその承認をとるものとする。

3 小委員会に会長を置き、又必要があるときは副会長を置くことができる。

4 会長及び副会長は、小委員会に属する委員\_\_\_\_の互選によって定める。

5 会長は、その小委員会の会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長又はあらかじめ会長の指名する委員及び臨時委員が、その職務を代理する。

7 小委員会は、会長が招集する。ただし、会長が互選されるまでの間、保健福祉局長が召集する。

8 小委員会は、小委員会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(会議)

第 2 条 委員会に、次の会議を設置する。

- (1) 計画策定・検証会議 定数15名以内
- (2) 福祉政策会議 定数15名以内

2 前項に掲げる会議の所掌事務は、別表 1 に掲げるとおりとする。

3 会議

会議

会議

4 会議

5 会議  
及び臨時委員

6 会議

7

8 会議

9 会議 会議

9 やむを得ない理由のため小委員会に出席できない委員及び臨時委員は、あらかじめ委任状をもって、合議を委任することができる。

10 委員及び臨時委員のうち、団体及び機関を代表して選任された者については、会長及び副会長を除いて、同一の団体及び機関に所属する者を代理人として出席させ、合議を委任することができる。

11 第9項の規定により委任状を提出した者又は前項の規定により代理人を出席させた者は、第8項の適用について、小委員会に出席したものとみなす。

(専門分科会)

第3条 委員会に、次の専門分科会を設置する。

(1)～(6) 略

2 第2条(同条第1項を除く。)の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、「小委員会」とあるのを「専門分科会」と、「会長」とあるのを「分科会長」と、「副会長」とあるのを「副分科会長」とそれぞれ読み替える。

3 第1項の各号に掲げる専門分科会の委任事務は、別表に掲げるとおりとする。

4～6 略

(会議等の公開)

第4条 委員会、小委員会及び専門分科会(以下「委員会等」という。)の会議は、これを公開する。但し、委員会等のそれぞれの決議により公開しないことができる。

2～3 略

4 会議で使用した資料及び前項の規定により作

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(7) 成年後見専門分科会 定数10名以内

会議

別表2

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 会議は、

ただし、 \_\_\_\_\_

成された会議録等の写しは公開する。但し、個人情報等公にしないことが適当と認められる内容が記載されているものについてはこの限りではない。

(関係者の出席)

第5条 略

2 前項の規定は、小委員会及び専門分科会に準用する。この場合、「委員長」とあるのを「会長」又は「分科会長」と読み替える。

第6条、第7条 略

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、保健福祉局又は教育委員会において処理する。

2 略

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、小委員会及び専門分科会の運営に関し必要な事項は、小委員会及び専門分科会が定める。

ただし、

5 前4項の規定は、第2条に定める会議及び第3条に定める専門分科会に準用する。

会議

会議

会議

会議

別表1 (第2条関係)

会議の所掌事務

1. 計画策定・検証会議

① 市民福祉総合計画の策定に関すること

② 市民福祉総合計画の検証に関すること

2. 福祉政策会議

① 市民福祉の推進に必要な施策の企画・調査に関すること。

別表（第3条関係）

1～6 略

---

---

---

---

別表2（第3条関係）

7. 成年後見専門分科会

① 成年後見制度の利用促進に関すること。

（成年後見制度の利用の促進に関する法律  
第14条第2項）